



## 国家外貨管理局

# クロスボーダー貿易・投資利便性向上政策の推進とパイロットエリア拡大について

2023年12月8日、国家外貨管理局より『更なる改革により、クロスボーダー貿易および投資の利便性向上に関する通知』(匯発[2023]28号)(以下、28号通達)が発表されました。またその僅か1週間後同月15日には、『クロスボーダー貿易投資の高水準の開放政策の試行エリアの拡大に関する通知』(匯発[2023]30号)(以下、30号通達)が打ち出されました。年末年始に大掛かりな緩和政策が発表されることは過去も何度かありましたが、今回のように「クロスボーダー貿易投資」関連の規制が短期間でかつ連続して発表されたことには、政府の改革開放の決意を感じ取ることができます。本ニュースレターでは28号および30号通達における利便性向上策の変更点などを分類・整理し、予想される企業への影響等について解説します。

### 28号通達と30号通達の比較(一部)

通達番号	適用エリア	パイロット企業要求	パイロット銀行要求
28号通達	全国	なし	なし
30号通達	上海市、江蘇省、広東省(深セン市を含む)、北京、浙江省(寧波市を含む)、海南省の6つの地域	あり	あり

### 【28号通達のポイント】

- ① 外債口座の遠隔地開設に外貨管理局の承認が不要になる。
- ② 資本項目(資本金と外債)収入にてリスク分類 R2 級以下の銀行理財商品またはレンジバイナリーを購入可能に。また、一般企業は自家用ではない居住用の不動産を除き、その他の不動産(倉庫、オフィスビル等)を購入可能になる(弊行推測)。
- ③ 域内企業の海外投資に係る前期費用は累計送金額300万米ドル相当を超えてはならないという制限が廃止。
- ④ 14の地域(注1)におけるハイテク企業、「専精特新」及び科技型中小企業は1千万相当の米ドルを超えない範囲で自主的に外債を借入可能となる。

### 【30号通達のポイント】

- ① 貨物貿易、サービス貿易業務、新貿易業務のエビデンスチェックが簡素化。銀行はKYC、KYB、DDに基づき取り扱うことが可能に。簡単に述べると、送金指示のみにより送金が可能となる。サービス貿易5万米ドル超の送金は、事後的に税務備案表を確認することで取引可。
- ② 特定の経常貿易において、域外の同じ取引対象先と1対1の相対のネットティング決済が解禁される。
- ③ 立替決済の対象範囲が拡大。関連会社間は12ヶ月超の立替決済、もしくは非関連会社との立替決済は何れも銀行の真実性・合理性確認によって実施可能となる。
- ④ パイロットエリア企業の外債登記手続きは、外貨管理局から銀行へ権限が委譲された。

注1: 14の地域は天津、上海、江蘇、山東(青島含む)、湖北、広東(深センを含む)、四川、陝西、北京、重慶、浙江(寧波含む)、安徽、湖南、海南省(市)を指します。

## 1. 政策背景

中国政府は外貨管理改革に注力しており、特に2016年以降からは様々な改革措置が打ち出されています。しかし実務領域においては一部非効率な点が残っており、ネックと課題の改善が期待されています。直近では中国国内経済の鈍化に伴い、中国と海外のクロスボーダー貿易・投資の拡大・活性化は、「内循環と外循環の両立」を狙う中国政府が重要視しています。企業が中国でビジネスをしやすように、貿易・投融资の更なる利便性向上を推進し、実体経済の発展へ繋げるためには政策面での調整が必要不可欠とされています。今回、より整備の進んだ政策を全国展開(28号通達)すると同時に、開放レベルが比較的に高いパイロット政策は経済が発達している地域に先行して施行(30号通達)され、うまくバランスを取りながら経済発展をサポートしていく政府のスタンスが表れています。

## 2. 本政策の主な内容(一部抜粋)

28号通達の適用範囲は全国であり、企業と銀行に対する条件も設けられていません。その一方で30号通達は適用エリアを上海市、江蘇省、広東省(深セン市を含む)、北京、浙江省(寧波市を含む)、海南省に限定(※以下パイロット地域)し、優良企業をターゲットとした様々な緩和政策が打ち出されています。企業への要求、そしてパイロット銀行のコンプライアンス遵守状況に対する要求が高い分、リスクのある規制改革であることがわかります。30号通達における実務面での方策については、パイロット地域に所在する外貨管理局が実施細則を別途公布する予定です。下表では28号と30号通達で発表されている各種優遇政策を経常項目・資本項目別に整理し、解説します。

28号通達の主な内容(抜粋)		
経常項目 関連	(1)ネットینگ 決済利便化	銀行は条件を満たす企業に対して進料加工の入出金ネットینگ決済業務を提供可能。
		コメント:進料加工とは生産企業が有償で材料を輸入し加工・組み立てを経て完成品を輸出して製品代金を受け取る貿易方式のことであり、部材・製品の売買取引となるため海外企業・国内加工企業間で双方向の決済が発生するのが特徴。これにより進料加工企業は輸出貨物代金と進料加工の貨物代金を相殺の上、ネットینگ決済を実施でき外貨建取引コストを削減することが可能となる。
	(2)委託代理 クロスボーダー 貿易資金の 手続き完備	破産や口座凍結など特別な事情により、代理者が貨物貿易の入出金手続きを実施できない場合、銀行は展業三原則に基づき、委託者に貨物貿易の入出金手続きを実施してもらうことが可能。
		コメント:代理者が外貨の入出金手続きが実施できない場合の対応策が完備され、委託者の真実性及び合理性がある外貨入出金ニーズを満たすことが可能となる。
	(3)オペレーティ ングリース業務 外貨資金決済の 利便性向上	条件を満たす域内企業は自社の外貨収入を域内のリース会社に対する域内のオペレーティングリース賃料として支払うことが可能。
	コメント:企業の外貨収入を合理的にオペレーティングリース賃料の支払に充当することが可能となる。	
資本項目 関連	(4)ハイテク企 業、「専精特新」 と科技型中小企 業の外債枠拡大	天津、上海、江蘇、山東(青島含む)、湖北、広東(深センを含む)、四川、陝西、北京、重慶、浙江(寧波含む)、安徽、湖南、海南省(市)におけるハイテク企業、「専精特新(注2)」及び科技型中小企業は1千万相当の米ドルを超えない範囲内で自主的に外債を借入可能。他の地域における類似企業は500万相当の米ドルを超えない範囲内で自主的に外債を借入可能。詳細は実施細則で確認が必要。

注2:「専精特新」企業とは、専門化、精密化、特色化、斬新化の4つの特徴を持つ企業を指します。

	<p>コメント:以前にも2022年1月4日付で国家外貨管理総局は「上海自由貿易試験区臨港新片区等のエリアにおけるクロスボーダー貿易投資に関する高水準の開放外貨管理改革試行政策」(匯発[2021]35号)という通達において、上海の一部エリアに限定して500万ドルの外債枠を付与(既存外債枠との併用は不可)していたが、今回の通達により全国13の地域まで適用範囲が拡大された。</p> <p>これにより海外資金がハイテク産業へ重点的に導入されることになる。</p>
<p><b>(5)域外直接投資(ODI)前期費用の緩和</b></p>	<p>域内企業の域外直接投資の「前期費用」の累計送金額が300万米ドル相当を超えてはならないという制限を廃止する。但し累計送金額が中方の予定投資総額の15%を超えてはならない。</p>
	<p>コメント:ODI(域外投資)とは、中国国内にある資金を用いて中国国外の地域へ投資や会社の設立、合併買収、資本参加などをし、配当金などを吸収することによってリターンを得られる権益性投資の1つとして知られている。近年では中国自動車産業の発展に伴い、OEMや部品・電池メーカーの海外展開「走出去」が加速している。その第一歩である対外送金の金額上限を撤廃することにより、今後ますます多くの中資系企業が海外へ進出できるようになるという当局の支援意思表示の表れと言える。これにより域外直接投資企業にとっての利便性が向上し、合理的な前期費用の支払いニーズを満たすことが期待される。</p>
<p><b>(6)外商投資企業持分譲渡資金の自主使用</b></p>	<p>域内持分売却側が受け取った域内主体から払った外貨建の持分譲渡代金、及び海外上場の域内企業が募集した外貨資金は資本項目決済口座に入金し、且つ自主的に元転・使用することが可能になる(2024年6月3日から発効)</p>
	<p>コメント:持分譲渡の譲渡代金は自己資金として、自由に元転・使用することが可能と明確化された。真実性を証明するエビデンスが不要となり資金効率が高まることが期待できる。</p>
<p><b>(7)資本項目収入ネガティブリストを完備</b></p>	<p>資本項目(資本金と外債)収入は以下の資金使途に充当可能。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① リスク分類R2級以下の銀行理財商品または仕組預金の購入</li> <li>② 経営範囲内に許可される及び4つの特定地域(注3)の企業による非関連企業への貸出</li> <li>③ 自家用ではない居住用不動産の購入は禁止(不動産経営・開発及び賃貸不動産経営企業を除く)</li> </ol>
	<p>コメント:当初禁止されていた、非関連企業への貸出が一部のエリアで解禁された。また、一部不動産に対する制限が緩和され、一般企業は自家用ではない居住用の不動産を除き、その他の不動産(倉庫、オフィスビル等)を購入可能となり(推測)、政府が非居住用不動産取引を支援する意向が明らかになった。</p>
<p><b>(8)外債口座の遠隔地開設</b></p>	<p>合理的なニーズのある非金融企業が登録地の外貨管理局以外の地域の銀行で外債口座を開設することを認める。</p>
	<p>コメント:人民元建ての遠隔地での外債口座開設は、2021年1月4日にPBOC等6部門による「クロスボーダー人民元政策をさらに最適化し、対外貿易と外国投資を安定化させるに関する通達(銀発[2020]330号)」で緩和されていたが、今回は追従する形で外貨建取引でも緩和された。</p> <p>これにより外債口座の利便性が向上し、企業のクロスボーダーの資金利用効率が一層高まることが期待される。</p>

注3:4つの地域は上海臨港、广州南沙新区片区、海南洋浦経済開発区、浙江省寧波市北侖区を指します。

30号通達の主な内容(抜粋)		
<b>経常項目 関連</b>	<b>(9)経常項目 外貨収支業務 利便化</b>	優良企業が経常項目の外貨収支業務を行う際、パイロット銀行(下記「銀行」)は「業務三原則」に基づき送金手続きを行うことを認める方針。1件5万米ドル以上のサービス貿易の外貨送金に関しては、送金前のエビデンス審査を免除し、送金後に「サービス貿易における対外支払い税務備案表」を提出することで送金可能となった。
	コメント:優良企業に対する外貨収支業務の利便化が更に拡大され、エビデンス審査の簡素化により、企業側の決済に係る対応負担の低減、コスト削減、準備期間の短縮化などが期待される。	
	<b>(10)新型国際貿易 決済最適化</b>	優良企業の真実且つ合法である新型国際貿易外貨収支業務に対し、銀行が自主的に手続きをすることを奨励する。
	コメント:近年中国では各種保税區(注4)を最もレベルの高い総合保税區へ昇格させる動きがある。保税區企業との取引は外貨建て決済が可能となるだけでなく、貨物流と資金の流れが一致しない商流(新型国際貿易など)も検討可能となる。 これにより、国際貿易センターの位置づけとしての保税區活用など、新たな商流やビジネスモデルを展開しやすくなることが予想される。	
	<b>(11)特別返金業務 の登記免除</b>	優良企業に対し、貨物貿易の期限超過時の特別な返金業務において外貨管理局への事前登録が免除される。
	コメント:貨物貿易の特別な返金業務が簡便化され、手続の所要時間が短縮される見通し。	
	<b>(12)貿易収支 ネットィング決済 範囲の拡大</b>	優良企業が同一の海外取引相手に対し、特定の経常項目の外貨収支業務を行う際、パイロットエリアである6つの地域においては、ネットィング決済のリスクコントロール及び権限を銀行へ委譲した形となる。
	コメント:条件を満たす2社間のネットィング決済業務において外貨管理局の事前登録が免除され、決済業務の効率が改善されることが期待される。	
<b>(13)サービス貿易 における立替 及び費用分担</b>	優良企業のサービス貿易において、海外関連企業の間には発生した期間12ヵ月超の立替・費用分担、ならびに海外非関連企業と発生した立替・費用分担を、銀行による真実性と合理性の確認によって支払が可能となる。	
コメント:関連企業同士の国内外企業の間には発生した立替及び費用分担は原則上12ヶ月を超えてはならないとの規定が真実性とコンプラ遵守の上で突破できる、且つ外貨管理局への事前登録が免除されると決済の利便性が高まる。		
<b>資本項目 関連</b>	<b>(14)国内再投資 登録手続き免除</b>	外商投資企業が国内における再投資を行う際、投資される企業または持分譲渡側がパイロットエリアで設立された企業の場合、国内再投資登録手続きが免除される
	コメント:国内再投資体制確立の一環で、近年外資企業は中国国内で計上した利益を外国へ配当する代わりに中国国内で投資に使う傾向があり、これに対する当局の支援姿勢も窺える。外商投資企業の国内再投資制度の活用が促進されることが期待される。	
	<b>(15)一部外貨 登録手続き緩和</b>	条件を満たす企業が外債を調達、または国外へIPOを行う場合、銀行で直接に関連登記手続きを行うことが可能となる。
	コメント:外債に関わる手続きを銀行で行えるようになり、手続き所要時間が短縮され、企業の融資プロセスの簡素化や外債調達の自由度の向上も期待される。	
<b>(16)親子会社間 の外債枠共有</b>	条件を満たすファイナンスリース企業及び傘下の特殊目的企業(SPV)が外債枠を共有することが可能となる。	
コメント:今後他業界へ拡大し、外債枠が不足する企業の外債利用が可能となることも期待される。		

注4:「保税港区」、「保税物流園区」、「保税區」、「輸出加工区」、「跨境工業区」を指します。

### 3.今後の考察

クロスボーダー貿易・投融資の利便性向上に関する政策は数回の改革を経て、業務を簡素化したり解禁したりすることにより企業の銀行決済業務の効率向上やコスト削減などの面において段階的に改善されています。今回の通達では、決済手続きが大幅に簡素化され、政府としても経済発展を妨げかねないボトルネックの払拭に取り組もうとする姿勢が感じられます。こうした改革措置を積み重ねていくことで営業環境の全面的な改善及び外貨政策の更なる開放が今後も期待されることでしょう。

30号通達の前書きには新たな発展の礎を構築するための目的が紹介されており、現段階では試験的導入ではあるものの今後は通達そのものがマイルストーンとなり、一部の政策が全国へ拡大される可能性も十分にあるのではないかと弊行は推察します。特に、30号通達にある経常項目関連の利便化措置は全てが優良企業を対象としており、手続きの緩和は企業と銀行間の信頼関係を基礎としています。今後、健全な経営とコンプライアンスを遵守し、外貨管理局から処罰を受けていない企業ほど優遇措置を享受でき、かつ優遇が受けられる対象措置の内容も今後ますます豊富になっていくことが予想されます。

また、今回一部地域に限定されている30号通達と28号通達の部分的な内容(ハイテク企業、「专精特新」及び科技型中小企業の外債枠拡大、非関連企業への貸出)において、その共通点はいずれも適用地域が比較的経済発展が進んでいる場所であることが分かります。そのようなエリアは改革開放の効果検証を行うための環境条件が整っており、各々の産業政策や集中度、地方政府が注力している発展分野などとも密接に関連するため、新しい動きも生じ得ますので、引き続き情報収集が求められます。

弊行は引き続き関連情報を追跡し、随時情報展開させていただきます。

以上

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連企業のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連企業並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連企業は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任は一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

**MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室**

(商 号) MUFG バンク(中国)有限公司

(住 所) 上海市浦東新区海陽西路 399 号前灘時代広場 17-20 階